

陳 情 文 書 表

受付番号	第51号
件 名	令和2年2月10日現在において、『無償譲渡契約の適格な当事者であることを確認できる文書は、受理または作成していない』という状況では、武庫が丘コミセンの無償譲渡契約の締結は、現時点、「無効」であることの①確認と②是正を求める陳情書
受付年月日	令和2年2月10日
陳 情 者	三田市 XXXXXXXXXX 宝代地 一雄
要 旨	<p>〈陳情の要旨〉</p> <p>現時点、武庫が丘コミセンに関する無償譲渡の公文書公開請求をすると、平成28年9月1日締結の文書が出てきます。平成28年9月1日代表者会長〇〇〇〇とあります。しかし、当時、欠けている組織があったため、正規の連合自治会ではないという理由で、平成28年4月10日総会が無効になったため、この代表者会長〇〇〇〇という肩書き付きの人物は、平成28年9月1日には存在できません。よって適格な当事者ではなくなってしまったのです。</p> <p>三田市長と「不存在の代表者会長という不適格な当事者」とが契約を締結したことになってしまったのです。過日は、外観上、事実としてそれがあったが、現時点でも、これが、三田市の公文書ですというのは、おかしいと指摘しています。「平成29年4月9日の追認」により、代表者会長〇〇〇〇という肩書き付きの人物を、平成28年9月1日に存在させることができるという遡及効はありません。「無権代理」の遡及効とは、無権の代理者の行為を遡及して、本人が追認することです。「無権代理」と位置づける判断は間違っていると、令和元年7月29日陳情第37号の添付資料にて、すでに詳述しています。否という場合は、反論下さい。そして、『無償譲渡契約の適格な当事者であることを確認できる文書』を提示下さい。私は、それに反論します。</p> <p>よって、令和2年2月10日現在において、『無償譲渡契約の適格な当事者であることを確認できる文書は、受理または作成していない』という状況では、武庫が丘コミセンの無償譲渡契約の締結は、①現時点、「無効」であることを確認し、②新しい法律行為を求めるという陳情を致します。</p> <p>〈陳情事項〉</p> <p>「法令遵守」の観点、「二元代表制」の観点から、陳情に関する担当課の「答弁」、陳情に関する市議会の「審議」を求める。さらに、「市議会による是正措置」を求める。</p> <p>その① 平成26年度の三田市の措置ミスにより、別途訴訟が提起され、その後の措置ミスも重なり、結果、武庫が丘連合自治会が置かれてしまった状況から判断して、武庫が丘コミセンの「無償譲渡覚書」の締結は、①承認無効、②不存在、③非構成員の事由で、「無権代理、表見代理」は該当しないことを確認する。また、上記①、②、③の事由で、「無効な行為」となってしまったことを確認する。</p> <p>その② 「無権代理、表見代理」が該当しないので、民法第116条は適用できないため、追認による「遡及効」はないことを確認する。</p>

- その③ 「無効」な法律行為を「有効」にするためには、民法第119条の「新しい法律行為」が求められることを確認し、新しい法律行為（締結または破棄）を実施させる。
- その④ 「新しい法律行為」は、「和解」が確定した平成29年10月5日以降において、三田市議会の承認を得て、甲と乙にてなされる必要があることを確認する。
- その⑤ 武庫が丘コミセンに使用された費用は、「ニュータウン施設整備管理基金」＝入居に際し、地域住民が拠出したものであり、地域の整備に活用されるべきものであることを確認し、結果、現武庫が丘コミセンを地域の住民に活用させる。